平成十九年九月

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定 の説明書

外務省

															<u> </u>			<u> </u>	
15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1		2	1		
10	**	10	10	**	10	Ũ	0	•	Ŭ	0		0	_	-	協	-	-	概	
畏	紛	協	ビ	競	政	知	I	自	サ	投	税	原	物	総	定	協	協	説	
約	争	力	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	争	府	前	ネ	然	サー	投資	関	産	品	則	の	定	定		
規	解		ジネ		調	財	ル	人	Ľ		()手	地	\mathcal{O}		内	縮	の		
最終規定	解決	笛	ス	笛	達	産	ギ	の	こス	笛	続	規	留	(第	容	結	成		
		(第十三章)	環	(第十一章)			ì	移	D	(第五章)		則	貿易	×1	лц. ••••	の	立		
盆	(÷	環 境		(盆	及	動	容	音	笛			章		意	経		
4.	41 -	音	л D	音	4	л.	び		の貿易	÷	加	笛	笛	÷		義	緯		
(第十五	(第十四	÷	の 整	÷	(第十章)	(第九章)	鉱	(第七章)	<i>3</i> 0		(第四章)	(第三章)	(第二章)			- 7 X	л ч.		
章	音		備		÷	÷	物	t	(笛		÷	音	音						
÷	章)		及				資	音	六			÷	÷						
			び				源	÷	(第六章										
			ビ						÷										
			ジ				(第												
			ネ				八												
			ス				章												
			を				÷												
			行																
			5																
			£																
			ーで																
			Ô																
			信																
			頼																
			\mathcal{O}																
			増																
			進																
			~																
			第																
			+																
			<u> </u>																
			一 章 〕																
			÷																
			•••																
		•••	•••																
		•••	•••																
•••		•••	•••	•••					•••	•••									
•••	•••	•••	•••	•••	•••				•••	•••			•••	•••					
•••	•••	•••	•••	•••	•••				•••	•••	•••		•••		•••		•••		
•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••		•••	•••	•••	•••	•••		•••	•••	•••	•••	
•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••		•••	•••	
•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	
•••	•••	•••	•••	•••	•••		•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••		
•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	
•••	•••	•••	•••	•••	•••		•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••		
•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	
•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	
•••	•••	•••	•••	•••	•••		•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••		•••	•••	•••		
•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	
•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••		•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	
•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••		•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	
•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••		•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	
•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	
•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••		•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	
•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	\sim
					<u> </u>		r	r					_						
三	Ξ	Ξ		<u> </u>		\bigcirc	九	九	七	六	Ħ.	Ξ.	_	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	-	ジ

目

次

Ξ.		
47	17	16
協定	実	附
\mathcal{O}	施	属
実	取	書
施	極	•••
のよ		•••
ため		
めの		
玉		
内		
措置	•••	•••
置		
•••	•••	
		•••
•••	•••	•••
•••	•••	•••
	•••	
•••	•••	
	•••	•••
•••		•••
		•••
		•••
••••		•••
一八	一八	匹
Л	Л	ピ

					1	宇		_					2					1	_
~111	(4)	(3)	(2)	(1)		実施) [協 定	待	お	鉱	_		定	成	意 見			概
理 的	各	各	協	協	総則	取極	の 協	の	待され	ける	物資	この	協 定	の 署	十九	見 が	平 成	協 定	説
な 機	締約	各締約	協定に	定の	(第	が 作	定	内容	る。	経済	源	協定は	締結	の署名が	年八	 致	十 七	\mathcal{O}	
会か	和国政	国は	におけ	目的	<u> </u>	に成さ	は、	11		上の	知 的	に、	\mathcal{O}	~ 行 わ	月	した	已 年 六	成立	
を与	府	`	る	に	章)	作成されて	前文、			連	n 財 産、	イン	意義	われた。	$\frac{-}{+}$	22,	月	経緯	
える	は、	自 国	用 語	つい		2 V	本			携 を		ド		75	日に	とを	の 我が		
よう	協 定	の 法	の 一	て定め		いる。	文百			構築	ビジ	ドネシ			年八月二十日にジャカ	したことを受け、	が 国		
努 め	\mathcal{O}	法令等で	般 的	める。		それ	五			する	ネス	アと			ル		国とイン		
る旨	象と	であ	的定義			らの	四笛			こと	ジネス環境	の 間			タにお	平成十七	ンド		
な機会を与えるよう努める旨定める。	こなる	0	れにつ	(第		概	高条及			連携を構築することを通じ、	\mathcal{O}	\mathcal{O}			におい	- 七 年	-ネシ		
る。	対象となる事項	て協定	い	条)		それらの概要は、	及び主			じ、	整備等	経済上			て、	年七月か	ドネシアと		
	頃に	\mathcal{O}	て定め			次	本文百五十四箇条及び末文並			両	の	の				戸から	\mathcal{O}		
(第四条)	影響	対象となる事項に	る。			次のとおりである。	亚び			国の知	幅広	連携を図るため、			が方	ら両日	間の		
余)	を及	とな				おり	びに協定			経済が	い 分 野	を 図			安倍	国間	百脳		
	ほす	る事	(第二条)			であ	定 の				で	るた			晋三	間で交渉を行	の首脳会談にお		
	一般	項 に	条 〕			る。	不 可			段 と	の 協				内閣	渉 を	にお		
	に 適	関す					分 の			活性	力等に	貿易			総 理		くく		
	に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定す	関するも					の不可分の一体を成す附属書から			段と活性化され	につ	貿易及び			我が方安倍晋三内閣総理大臣と先方ス	った結果、	て、二国間		
	れる	\mathcal{O}					: を 成			'n	いて	投資			_ と 先	果、	国間		
	規制	を公に					す附			また、	定め	の自			方ス	協定			
	in を 聖	利用					属書			で、両	るも	由			シロ	協定案文に	の経済上の連		
	設定す	可能					百か			国間	0ので	化 及 び			ト ・ バ	へにつ	エの		
		能なも					ら成			\mathcal{O}	てある。								
	る前に、	もの					て) 係 "		円滑化、			ンバン	最	に関し		
	公	とす					成っている。また、			かよ	このは				・ ユ	終的	するは		
	衆に	る旨					ま			9 	協定	然人			Г Э	台意	協定		
	よる	のとする旨定める。								層 緊	の締	自然人の移動、			ノ大	をみ	の交		
	意 見	る。					この			密 化	結に				統領	るに	渉 を		
	公衆による意見提出のため	(第					協 定			され	により、	エネ			と の	いて最終的合意をみるに至ったので、	開 始		
	の た	(第三条)					に 関			るこ	両	エネルギー			間 で	たの	する		
	めの	\smile					この協定に関連し、			関係がより一層緊密化されることが期	国間	及			ドヨノ大統領との間でこの協		携に関する協定の交渉を開始することで		
	の合						`			期	に	び			協	平	で		

1

(5) 締約国政府の権限のある当局が行政上の決定を行う場合に行うべき事項について定める。(第五条)

- 2 (1)(16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9)(8)(7)(6)物品の貿易 抵 十四条の二の規定並びに貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、 る。 とともに、 Æ (第十一条 両締約国 両 触する場合には、 両締約国は、 協定中の 協定に別段の定めがある場合を除くほか、 各締約国 締約国政府の 各締約国は、 第二章における用語の定義について定める。 各締約国は、 小委員会の設置及びその構成等について定める。 一方の締約国 が行われるために、 「締約国政府は、 (第九条) 協定の は .政府の代表者から成る合同委員会の設置及びその任務等について定める。 (第 定の規定の適用上、 世界貿易機関設立協定等に基づく権利及び義務を再確認する旨定めるとともに、 協定の対象となる事項に関する自国政府による行為について、 両締約国間 に、 腐敗行為及び贈収賄の防止のために適当な措置をとる旨定める。 権限のある当局が行政指導を行う場合に確保すべき事項について定める。 二章 いかなる規定も、 その抵触の限度において、 協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極を締結する旨定める。 自国の法令に従い、 自国の法令に従って、 の連絡を円滑にするため、 千九百九十四年のガット第二十条及び第二十一条の規定、 一方の締約国に対し、 他方の締約国が協定に従って秘密のものとして提供する情報の秘密性を保持する旨定める 司法裁判所又は司法上の訴訟手続を維持する旨定める。 協定の規定は、 世界貿易機関設立協定が優先する旨定める。 (第十七条) (第十五条) 連絡部局を指定する旨定める。 秘密の情報を他方の締約国に提供するよう要求するものではない旨定め 租税に係る課税措置については、 必要な変更を加えた上で、 速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是 (第八条 (第十四条 (第十六条) (第七条) サービス貿易一般協定第十四条及び第 (第十二条) 適用しない旨定める。 協定と世界貿易機関設立協定とが (第十三条) 協定の一部を成す旨定める。 (第六条 (第十条

統一システムに適合したものとする旨定める。

(第十八条)

方の締 約国は、 Ŧ -九百九十四年のガット第三条の規定の例により、 他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える旨定め

(3)

(2)

両

- 綿

約国間

で取引される物品の分類は、

る。 (第十九条)

- (4)る。 旨定めるとともに、 定に従って適用される税率より低い場合には、 一方の締約国は、 (第二十条 特定の産品に関する自国の実行最恵国税率が、 他方の締約国の原産品について、 各締約国は、 附属書一の自国の表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる 当該原産品について、その低い税率を適用すること等について定め 当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について協定の規
- (5)関税評価協定第一部の規定は、 両
 締約国間で
 取引される
 物品の
 課税価額の
 決定について
 準用する
 旨定める。 (第二十一条
- (6)る。 $\langle v \rangle$ ・ずれの締約国も、 (第二十二条 農業協定附属書一に掲げる農産品について、 いかなる輸出補助金も新設し、 又は維持してはならない旨定め
- (7)づく自国の義務に適合しないいかなる非関税措置も新設し、 一方の締約国は、 他方の締約国の産品の輸入について又は他方の締約国 又は維持してはならない旨定める。 への産品の輸出等について、 (第二十三条 世界貿易機関設立協定に基
- (8)二国間セーフガード措置について定める。 (第二十四条
- (9)制限を実施することを妨げるものではない旨定める。 第二章のいかなる規定も、 締約国が国際収支上の目的のために措置をとること及び国際通貨基金協定に基づく為替管理又は為替 (第二十五条)
- (10) 物品の貿易に関する小委員会の任務について定める。 (第二十六条)
- (11) 合同委員会は、 協定の効力発生の日に、物品の貿易のための運用上の手続規則を採択する旨定める。 (第二十七条)
- З 原産地規則 (第三章)
- (1) 第三章における用語の定義について定める。 (第二十八条)
- (2)原産品について定めるとともに、 産品の原産資格割合を算定する計算式等について定める。(第二十九条)
- (3)産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料とし
- て使用される他方の締約国 の原産品 は 当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる旨定める。 (第三十条
- (4)附属書二に定める品目別規則の適用上、 かつ、 当
- 特定の産品について、
- その価額、 重量又は容積による特定の割合が定められ、

(14)	(13) *~	(12)	八	(11)	3	(10)	(9)	る	あっ	(8)	合	(7)	(6)	業	(5)	規	該
原産地証明書の発給等について定める。(第四十一条)と等について定める。(第四十条)	輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書の提出を要求するこ	船積み用のこん包材料及びこん包容器の扱いについて定める。(第三十九条)	八条)	産品が附属書二に定める要件を満たすか否かを決定する際の、小売用の包装材料及び包装容器の扱いについて定める。(第三十	ついて定める。(第三十七条)	産品が附属書二に定める要件を満たすか否かを決定する際の、当該産品とともに納入される附属品、予備部品又は工具の扱いに	間接材料については、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十六条)	ること等について定める。(第三十五条)	あるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができ	代替性のある締約国の原産材料及び非原産材料が在庫において混在している場合には、これらの材料が当該締約国の原産材料で	台であっても、当該他方の締約国の原産品とみなす旨定める。(第三十四条)	一定の要件を満たす産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方の締約国から輸入される場	原産品が満たすべき積送基準について定める。(第三十三条)	莱の要件を満たすものとしてはならない旨定める。(第三十二条)	産品について、単純な作業が行われることのみを理由として、附属書二に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作	規則を満たしているか否かは考慮しない旨定める。(第三十一条)	該産品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該産品について適用される
	ついて定める。(第四十	と等について定める。(第四十条)輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書	と等について定める。(第四十条)輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書船積み用のこん包材料及びこん包容器の扱いについて定める。(第三十九条)	と等について定める。(第四十条)輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書船積み用のこん包材料及びこん包容器の扱いについて定める。(第三十九条)八条)	と等について定める。(第四十条) 参について定める。(第四十条) と等について定める。(第四十条)	と等について定める。(第四十条) と等について定める。(第三十七条) ついて定める。(第三十七条)	を等について定める。(第四十条)	と等について定める。(第四十条) を品が附属書二に定める要件を満たすか否かを決定する際の、小売用の包装材料及び包装容器の扱い ついて定める。(第三十七条) 船積み用のこん包材料及びこん包容器の扱いについて定める。(第三十九条) 船積み用のこん包材料及びこん包容器の扱いについて定める。(第三十九条) 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品とともに納入される附属品、 (第三十七条) を等について定める。(第四十条)	 ること等について定める。(第三十五条) ること等について定める。(第三十五条) 	と等について定める。(第四十条) と等について定める。(第四十条) と等について定める。(第四十条) <	大都市の市政部会会には、これらの材料ので非原産材料が在庫において混在している場合には、これらの材料ので定める。(第四十条)	合であっても、当該他方の締約国の原産品とみなす旨定める。(第三十四条) 代替性のある締約国の原産材料及びこん包容器の扱いについて定める。(第三十九条) 職積み用のこん包材料及びこん包容器の扱いについて定める。(第三十九条) ○いて定める。(第三十七条) ○いて定める。(第三十七条) ○いて定める。(第三十七条) ○いて定める。(第三十七条) ○いて定める。(第三十七条) ○いて定める。(第三十七条) ○いて定める。(第三十七条) ○いて定める。(第三十七条) ○いて定める。(第三十七条) ○、当該産品とともに納入される附属品、 ○いて定める。(第三十七条) ○、 ○	 一定の要件を満たす産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方 一定の要件を満たす産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方 一定の要件を満たすか否かを決定する際の、小売用の包装材料及び包装容器の扱い のいて定める。(第三十五条) 商品が附属書二に定める要件を満たすか否かを決定する際の、小売用の包装材料及び包装容器の扱い ついて定める。(第三十七条) 産品が附属書二に定める要件を満たすか否かを決定する際の、小売用の包装材料及び包装容器の扱い へ条) 八条) 八条) (条) (条) (第三十七条) (第二十七条) (第三十七条) (第二十七条) (第二十七条)	原産品が満たすべき積送基準について定める。(第三十三条) 「定の要件を満たすを満たすか否かを決定する際の、小売用の包装材料及び包装容器の扱いについて定める。(第三十五条) 前接材料については、童品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十六条) 商であっても、当該他方の締約国の原産はおいて一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式にあるか否かについては、童品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十六条) 商をおい附属書二に定める要件を満たすか否かを決定する際の、当該産品とともに納入される附属品、ついて定める。(第三十七条) 市市のこん包材料及びこん包容器の扱いについて定める。(第三十九条) 船積み用のこん包材料及びこん包容器の扱いについて定める。(第三十九条) 小条) 小券約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地 約本約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地 と等について定める。(第四十条)	 業の要件を満たすものとしてはならない旨定める。(第三十二条) 業の要件を満たすものとしてはならない旨定める。(第三十二条) 原産品が満たすべき積送基準について定める。(第三十三条) の原産品が満たすべき積送基準について定める。(第三十三条) 市法 市法 市式に 市 市	 産品について、単純な作業が行われることのみを理由として、附属書二に定める関税分類 薬の要件を満たすものとしてはならない旨定める。(第三十二条) 原産品が満たすべき積送基準について定める。(第三十三条) 一定の要件を満たす産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締 一定の要件を満たす産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締 一定の要件を満たすを満たすか否かを決定する際の、小売用の包装材料及び包装 たるか否かについては、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十六 ること等について定める。(第三十五条) 間接材料については、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十六条) 心いて定める。(第三十五条) ごに定める要件を満たすか否かを決定する際の、小売用の包装材料及び包装 たすか否かを決定する際の、小売用の包装材料及び包装 たすかるかを決定する際の、小売用の包装材料及び包装 たすかる。(第三十二条) (第三十七条) (第三十二条) (第三十七条) (第三十七条) (第三十七条) (第三十七条) (第三十七条) (第三十七条) (第三十十十十五条) (第三十十十五条) (第三十十五条) (第三十十五条) (第三十五条) (第三十十五条) (第三十五条) (第三十五条)	 た事について、単純な作業が行われることのみを理由として、附属書二に定める関税分類 産品について、単純な作業が行われることのみを理由として、附属書二に定める関税分類 産品が満たすべき積送基準について定める。(第三十二条) 一定の要件を満たすを高については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締 一定の要件を満たす産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締 一定の要件を満たす産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締 一定の要件を満たす正定める要件を満たすか否かを決定する際の、当該産品とともに納入され ること等について定める。(第三十五条) 電品が附属書二に定める要件を満たすか否かを決定する際の、当該産品とともに納入され ついて定める。(第三十七条) 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品につい 絵合には、こ 輪入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品につい と等について定める。(第四十条)
原産地証明書の発給等について定める。(第		輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書	輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書船積み用のこん包材料及びこん包容器の扱いについて定める。(第三十九条)	輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書船積み用のこん包材料及びこん包容器の扱いについて定める。(第三十九条)八条)	輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書の提出を要求船積み用のこん包材料及びこん包容器の扱いについて定める。(第三十九条)八条)	輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書の提出を要求船積み用のこん包材料及びこん包容器の扱いについて定める。(第三十九条)八条) 八条) ついて定める。(第三十七条)	 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地 一、除した、 一、、 一、、 一、 <l< td=""><td> 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地のいて定める。(第三十七条) 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品とともに納入される附属品、 市市市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・</td><td> 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地のいて定める。(第三十七条) 一部積み用のこん包材料及びこん包容器の扱いについて定める。(第三十九条) 小条) 小(素) 小(表) 小(素) <li< td=""><td> 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地でいて定める。(第三十七条) 前接材料については、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十六条) 前接材料について定める要件を満たすか否かを決定する際の、小売用の包装材料及び包装容器の扱いについて定める。(第三十七条) 小条) 小条) 小条) 小条) 小条) 小香和のこん包材料及びこん包容器の扱いについて定める。(第三十九条) 本るか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式にあるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式にあるか否かについては、当該総約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式にあるか否か。 </td><td> 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地のいて定める。(第三十五条) 職技材料については、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十六条) 職技材料については、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十六条) ご定める要件を満たすか否かを決定する際の、当該産品とともに納入される附属品、ついて定める。(第三十七条) 小茶) 小条) 小条) 小条) 小条) 小条) 小条) 小条) 小(替性のある締約国の原産材料及び非原産材料が在庫において混在している場合には、これらの材料 </td><td> 合であっても、当該他方の締約国の原産品とみなす旨定める。(第三十四条) 合であっても、当該他方の締約国の原産品とみなす旨定める。(第三十九条) 職入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地 約 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地 </td><td> 一定の要件を満たす産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方 一定の要件を満たす産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方 </td><td> 「産品が満たすべき積送基準について定める。(第三十三条) 「定の要件を満たす産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方 ったの要件を満たす産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方 「たついて定める。(第三十五条) 「時接材料については、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十四条) 「市接材料については、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十六条) 「市接材料については、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十六条) 「市接材料については、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十六条) 「市長が町属書二に定める要件を満たすか否かを決定する際の、小売用の包装材料及び包装容器の扱いついて定める。(第三十七条) 「市長」 「市長」</td><td> 業の要件を満たすものとしてはならない旨定める。(第三十二条) 業の要件を満たすそ為については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方 合であっても、当該他方の締約国の原産材料及び非原産材料が在庫において混在している場合には、これらの材料 た替性のある締約国の原産材料及び非原産材料が在庫において混在している場合には、これらの材料 あるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に ること等について定める。(第三十五条) 間接材料については、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十六条) ごに定める要件を満たすか否かを決定する際の、当該産品とともに納入される附属品、 ついて定める。(第三十七条) 産品が附属書二に定める要件を満たすか否かを決定する際の、当該産品とともに納入される附属品、 ついて定める。(第三十七条) 単桁積み用のこん包材料及びこん包容器の扱いについて定める。(第三十九条) 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品とともに納入される附属品、 へ条) </td><td> 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品について、単純な作業が行われることのみを理由として、附属書二に定める関税分類 業の要件を満たすものとしてはならない旨定める。(第三十三条) 「定の要件を満たす産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締 一定の要件を満たす産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締 一定の要件を満たすき間において一般的に認められている会計原則に基づく在庫 あるか否かについては、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十二条) 電品が附属書二に定める要件を満たすか否かを決定する際の、小売用の包装材料及び包装 産品が附属書二に定める要件を満たすか否かを決定する際の、小売用の包装材料及び包装 (第三十七条) 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品について </td><td> 韓山に、「「「」」」」 韓山に、「「」」」 韓山に、「」」」 (第三十二条) 二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二</td></li<></td></l<>	 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地のいて定める。(第三十七条) 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品とともに納入される附属品、 市市市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・市・	 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地のいて定める。(第三十七条) 一部積み用のこん包材料及びこん包容器の扱いについて定める。(第三十九条) 小条) 小(素) 小(表) 小(素) <li< td=""><td> 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地でいて定める。(第三十七条) 前接材料については、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十六条) 前接材料について定める要件を満たすか否かを決定する際の、小売用の包装材料及び包装容器の扱いについて定める。(第三十七条) 小条) 小条) 小条) 小条) 小条) 小香和のこん包材料及びこん包容器の扱いについて定める。(第三十九条) 本るか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式にあるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式にあるか否かについては、当該総約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式にあるか否か。 </td><td> 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地のいて定める。(第三十五条) 職技材料については、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十六条) 職技材料については、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十六条) ご定める要件を満たすか否かを決定する際の、当該産品とともに納入される附属品、ついて定める。(第三十七条) 小茶) 小条) 小条) 小条) 小条) 小条) 小条) 小条) 小(替性のある締約国の原産材料及び非原産材料が在庫において混在している場合には、これらの材料 </td><td> 合であっても、当該他方の締約国の原産品とみなす旨定める。(第三十四条) 合であっても、当該他方の締約国の原産品とみなす旨定める。(第三十九条) 職入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地 約 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地 </td><td> 一定の要件を満たす産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方 一定の要件を満たす産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方 </td><td> 「産品が満たすべき積送基準について定める。(第三十三条) 「定の要件を満たす産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方 ったの要件を満たす産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方 「たついて定める。(第三十五条) 「時接材料については、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十四条) 「市接材料については、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十六条) 「市接材料については、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十六条) 「市接材料については、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十六条) 「市長が町属書二に定める要件を満たすか否かを決定する際の、小売用の包装材料及び包装容器の扱いついて定める。(第三十七条) 「市長」 「市長」</td><td> 業の要件を満たすものとしてはならない旨定める。(第三十二条) 業の要件を満たすそ為については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方 合であっても、当該他方の締約国の原産材料及び非原産材料が在庫において混在している場合には、これらの材料 た替性のある締約国の原産材料及び非原産材料が在庫において混在している場合には、これらの材料 あるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に ること等について定める。(第三十五条) 間接材料については、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十六条) ごに定める要件を満たすか否かを決定する際の、当該産品とともに納入される附属品、 ついて定める。(第三十七条) 産品が附属書二に定める要件を満たすか否かを決定する際の、当該産品とともに納入される附属品、 ついて定める。(第三十七条) 単桁積み用のこん包材料及びこん包容器の扱いについて定める。(第三十九条) 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品とともに納入される附属品、 へ条) </td><td> 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品について、単純な作業が行われることのみを理由として、附属書二に定める関税分類 業の要件を満たすものとしてはならない旨定める。(第三十三条) 「定の要件を満たす産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締 一定の要件を満たす産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締 一定の要件を満たすき間において一般的に認められている会計原則に基づく在庫 あるか否かについては、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十二条) 電品が附属書二に定める要件を満たすか否かを決定する際の、小売用の包装材料及び包装 産品が附属書二に定める要件を満たすか否かを決定する際の、小売用の包装材料及び包装 (第三十七条) 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品について </td><td> 韓山に、「「「」」」」 韓山に、「「」」」 韓山に、「」」」 (第三十二条) 二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二</td></li<>	 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地でいて定める。(第三十七条) 前接材料については、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十六条) 前接材料について定める要件を満たすか否かを決定する際の、小売用の包装材料及び包装容器の扱いについて定める。(第三十七条) 小条) 小条) 小条) 小条) 小条) 小香和のこん包材料及びこん包容器の扱いについて定める。(第三十九条) 本るか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式にあるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式にあるか否かについては、当該総約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式にあるか否か。 	 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地のいて定める。(第三十五条) 職技材料については、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十六条) 職技材料については、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十六条) ご定める要件を満たすか否かを決定する際の、当該産品とともに納入される附属品、ついて定める。(第三十七条) 小茶) 小条) 小条) 小条) 小条) 小条) 小条) 小条) 小(替性のある締約国の原産材料及び非原産材料が在庫において混在している場合には、これらの材料 	 合であっても、当該他方の締約国の原産品とみなす旨定める。(第三十四条) 合であっても、当該他方の締約国の原産品とみなす旨定める。(第三十九条) 職入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地 約 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地 	 一定の要件を満たす産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方 一定の要件を満たす産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方 	 「産品が満たすべき積送基準について定める。(第三十三条) 「定の要件を満たす産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方 ったの要件を満たす産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方 「たついて定める。(第三十五条) 「時接材料については、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十四条) 「市接材料については、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十六条) 「市接材料については、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十六条) 「市接材料については、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十六条) 「市長が町属書二に定める要件を満たすか否かを決定する際の、小売用の包装材料及び包装容器の扱いついて定める。(第三十七条) 「市長」 「市長」	 業の要件を満たすものとしてはならない旨定める。(第三十二条) 業の要件を満たすそ為については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方 合であっても、当該他方の締約国の原産材料及び非原産材料が在庫において混在している場合には、これらの材料 た替性のある締約国の原産材料及び非原産材料が在庫において混在している場合には、これらの材料 あるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に ること等について定める。(第三十五条) 間接材料については、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十六条) ごに定める要件を満たすか否かを決定する際の、当該産品とともに納入される附属品、 ついて定める。(第三十七条) 産品が附属書二に定める要件を満たすか否かを決定する際の、当該産品とともに納入される附属品、 ついて定める。(第三十七条) 単桁積み用のこん包材料及びこん包容器の扱いについて定める。(第三十九条) 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品とともに納入される附属品、 へ条) 	 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品について、単純な作業が行われることのみを理由として、附属書二に定める関税分類 業の要件を満たすものとしてはならない旨定める。(第三十三条) 「定の要件を満たす産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締 一定の要件を満たす産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締 一定の要件を満たすき間において一般的に認められている会計原則に基づく在庫 あるか否かについては、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十二条) 電品が附属書二に定める要件を満たすか否かを決定する際の、小売用の包装材料及び包装 産品が附属書二に定める要件を満たすか否かを決定する際の、小売用の包装材料及び包装 (第三十七条) 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品について 	 韓山に、「「「」」」」 韓山に、「「」」」 韓山に、「」」」 (第三十二条) 二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二

の権限のある政府当局等に対し書面により遅滞なく通報すること等を行うことを自国の法令に従って確保する旨定める。

(第四十

二条)

- (16) を原産地証明書に基づいて要請することができる旨定める。 輸入締約国の税関当局は、 輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が当該輸出 (第四十三条) 締約国の 原産品で あるか 否かに 関する 情報
- (17) 設を訪問することを通じて、 請することができる旨定める。 輸入締約国の税関当局は、 産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集すること等を当該輸出締約国に対して要 第四十三条に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の結果に満足しない場合には、 (第四十四条) 輸出者等の施
- (18) 定める。 輸入締約国の税関当局は、 (第四十五条) 産品が輸出締約国の原産品でないとき等は、 当該産品に関税上の特恵待遇を与えないことができる旨
- (19) 当局のみが使用することができる旨定める。 輸入締約国の税関当局が第三章の規定に従って入手する情報については、 (第四十六条) 第三章の規定の実施のために、 当該輸入締約国 日の税関
- (20) 条 各締約国は 虚偽の申告書等を提出した輸出者等に対して適当な罰則その他の制裁を定め、 又は維持する旨定める。 (第四十七

5

- (21) 般的に認められている会計原則を適用する旨定める。 輸入締約国と輸出締約国との間の連絡は、 英語で行う旨定めるとともに、 (第四十八条) 品目別規則の適用等に当たり、 輸出締約国にお いて
- ② 原産地規則に関する小委員会の任務について定める。(第四十九条)
- (23) 合同委員会は、 協定の効力発生の日に、 原産地規則のための運用上の手続規則を採択する旨定める。 (第五十条)
- 4 税関手続(第四章
- (1) 第四章の適用範囲について定める。(第五十一条)
- (2) 第四章における用語の定義について定める。(第五十二条)
- 各締 約国は 自国 「の関税法令に関して一般に利用されるすべての関連情報を公に利用可能なものとすることを確保する旨定め
- る。(第五十三条)

(3)

(5)	(4)
両締約国は、実	両締約国は、予
実施取極で定めると	予見可能であり、
ところによ	かつ、一番
Ŋ	員性及び透
税関手続の分野におい	貫性及び透明性のある方
τ. Τ	う法でそれぞれの税関手
相互に協力し、	れの税関手
及び情報を交換する旨定める。	,続を適用する旨定める。
疋める。	(第五-
(第五十	第五十四条)

五条)

(6) 税関手続に関する小委員会の任務等について定める。(第五十六条)

5 投資(第五章)

- (1) 第五章の適用範囲について定める。(第五十七条)
- (2) 第五章における用語の定義について定める。(第五十八条)
- (3)(4)条 条) 一方の締約国は 方の締約国は、 投資活動に関 投資活動に関し、 Ľ 他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、 他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、 内国民待遇を与える旨定める。 最恵国待遇を与える旨定める。 (第五十九 (第六十
- (5)(第六十一条) 一方の締約国 は 他方の締約国の投資家の投資財産に対し、 公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える旨定める
- (6)約国の投資家に対し、 一方の締約国は、 投資家の権利の行使及び擁護のため裁判所の裁判を受け、 内国民待遇及び最恵国待遇を与える旨定める。 (第六十二条 及び行政機関に申立てをする権利に関 Ľ 他 一方の 締
- (7)又は強制してはならない旨定める。 5 ・ずれの一方の締約国 ŧ 他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動に関連して、 (第六十三条) 特定措置の履行の要求を課 Ļ
- (8)また、 る規定は、 第五十九条の内国民待遇に関する規定、第六十条の最恵国待遇に関する規定及び第六十三条の特定措置の履行要求の禁止に関す 附属書五に掲げる分野又は事項に関して締約国が採用し、 締約国の中央政府等が、 附属書四に掲げる分野又は事項に関して維持するこれらの規定に適合しない措置等について、 又は維持する措置については、 適用しない旨定める。 (第六十四

条

$\langle \cdot \cdot \rangle$	6										(- A)	(10)					(+ -)			(a)
	サ		山田	(18)	る		で		定			(13)	害	(12)	る	内	(11)	復		
 第六章の適用範囲について定めるとともに、附属書七は、金融サービスに関し、第六章の補足規定を定める旨定める。(第七十) 	サービスの貿易(第六章)	(1) 投資に関する小委員会の任務について定める。(第七十五条)	旨定める。(第七十四条)	18 一方の締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める	るとともに、第六十二条及び第六十九条の規定を当該措置について適用する旨定める。(第七十三条)	(1) 第六十五条の規定は、租税に係る課税措置が同条1に規定する収用を構成する限度において、当該措置について適用する旨定め	できる旨定める。(第七十二条)	(1) 一方の締約国は、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、一定の場合には、第五章の規定による利益を否認することが	定める。(第七十一条)	(1) 締約国は、第五章の他の規定にかかわらず、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置をとることを妨げられない旨	(4) 締約国は、一定の要件の下、一時的なセーフガード措置をとることができる旨定める。(第七十条)	① 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決手続について定める。(第六十九条)	害のてん補に係る契約等に基づいて支払を行う場合に、当該他方の締約国が行う承認について定める。(第六十八条)	① 一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損	る。(第六十七条)	内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、自由に、かつ、遅滞することなく行われることを確保する旨定め	⑴ 一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の区域に向けた又は自国の区域からのすべての資金の移転であって、自国の区域	復等に関し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える旨定める。(第六十六条)	① 一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回	(9) 締約国が収用等の措置を実施する場合の条件及びこれらの措置に伴う補償の方法等について定める。(第六十五条)

(10) (9)(8)(7)(6)(5)(3)(2)(11) (4)定める。 な障害とならないことを確保するため、 することができる旨定める。 サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、 る表において合意し、 づく自国の約束に反する態様で活動しないことを確保する旨定める。 Ţ お き、 定める。 各締約国は、 第三条2に規定する権限のある当局は、 いて与えられた免許等を承認することができる旨定める。 特定の約束を行った分野又は小分野に関し、 両締約国は、 一方の締約国は、 一方の締約国は、 第六章における用語の定義について定める。 方の締約国は、 方の締約国は、 方の締約国の措置であって、 情報を提供する旨定める。 最恵国待遇を与える旨定める。 (第八十三条) (第七十九条) 特定の約束に係る表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置に関する約束について交渉 自国の区域内の 市場アクセスに関し、 他方の締約国のサービス提供者に対し免許等を与えるための自国の基準を適用する上で、 他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、 附属書八の自国の特定の約束に係る表に記載した分野において、 及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える旨定める。 (第八十条) 独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり第六章に基 (第八十五条) 他方の締約国のサービス提供者に対する許可等に関連するものがサービスの貿易に対する不必要 (第八十二条 当該一方の締約国は、 他方の締約国のサービス提供者の要請があった場合には、 他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、 附属書八の特定の約束に係る表が特定する事項について定める。 (第七十七条) 他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、 (第八十四 これらの措置が一定の基準に適合することを確保するよう努める旨 (第八十六条) 条 附属書九の自国の表に記載する分野等に関する措置を除 かつ、 当該表に定める条件及び制限に従い、 附属書八の自国の特定の約 同条1に規定する事項に関 (第七十八条) 内国民待遇を与える旨 当該他方の締 (第八十一条 神約国に 京束に係 L

六条)

- 8 7 (2)(5)(4)(3)(1)(16) (15) (14) (13) (12) 兀 自然人の移動 エネルギー及び鉱物資源 期間の更新等に係る申請の要件及び手続を定め、 定める。 該多角的交渉の結果に基づいて、 を課し、 対して制限を課してはならない旨定める。 一方の締約国は、 条 サービスの貿易に関する小委員会の任務について定める。 両締約国は、 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合等には、 自然人の移動に関する小委員会の任務について定める。 第七章における用語の定義について定める。 第七章の適用範囲について定める。 締約国は、第八十八条に規定する場合を除くほか、サービスの貿易に関連する経常取引のための資金の国際的な移転及び支払に 一方の締約国は、 一方の締約国は、 又は維持することができる旨定める。 (第九十条 (第七章) セーフガード措置の問題について、サービス貿易一般協定第十条に従って行われる多角的交渉が終了した時は、 第九十四条の規定に基づき入国及び一時的な滞在を許可した他方の締約国の自然人について、一時的な滞在の 第七章の規定に従って、他方の締約国の自然人に対し、 他方の締約国のサービス提供者に対し、 (第八章 協定の適当な改正について討議することを目的として見直しを行う旨定める。 (第九十二条 (第八十七条) (第八十八条) (第九十三条) 公に利用可能なものとする旨定める。 (第九十六条) 一定の場合には、第六章の規定による利益を否認することができる旨 (第九十一条) 締約国は、 入国及び一時的な滞在を許可する旨定める。 一定の要件の下、 (第九十五条) サービスの貿易に対する制限 (第八十九条) (第九十 当
- (2)附属書十二は、 エ ネルギー エネルギー・鉱物資源分野における投資の促進及び円滑化に関する追加的な規定を定める旨定める。 鉱 「物資源分野における両締約国間の投資の促進及び円滑化に関して両締約国が行う協力について定めるとともに、 (第九十八条)

(1)

第八章における用語の定義について定める。

(第九十七条)

9 (2)(1)(9)(8)(7)(5)(4)(3)(6)知的財産 方の締約国 するよう努める旨定めるとともに、 時に存在する契約関係が混乱することを実行可能な限りにおいて避け、 ガ 法で回避し、 定める。 する場合には、 の つ (第百条) 第 九 各締約国は、 関連情報を提供すること等について定める。 いて定める。 各締約国は、 両 工 一方の締約国は、 ットの インドネシア 方の締約国が、 方の締約国 締 ネルギ 神約国は、 章における用語の定義について定める。 関連規定に基づき正当とされる禁止又は制限を導入する場合には、 (第九章 (第 百 ー及び鉱物資源に関する小委員会の任務について定める。 \mathcal{O} 地域社会の開発に対する当該投資家による貢献を歓迎する旨定める。 又は最小にすることが重要であることを確認する旨定めるとともに、 当該一 自 国 自 国 国は、 知 のエネルギー 一条 (第百二条) 前財産の十分にして、 同の区 自国の区域内に エネルギー・ のエネルギー 工 方の締約国は、 ネルギー 域内におけるエネルギ • 鉱物資源分野において両締約国が行う協力について定める。 • 鉱物資源物品の他方の締約国 • 鉱物資源物品に関し、 一方の締約国のエネルギー 鉱物資源規制機関が、 おいて他方の締約国の投資家がエネルギー 他方の締約国に対し、 効果的 かつ無差別的な保護を与え、 一及び鉱物資源に関連するすべての活動 (第九十九条) (第百七条) 輸出許可手続を採用し、 エネルギー できる限り速やかに当該措置を通報し、 • \sim 鉱物資源規制機関が新たなエネルギー・鉱物資源規制措置を採用 の 輸出 ・鉱物資源規制措置を適用するに当たり、 (第百五条) 及び当該措置を秩序ある衡平な方法で実施することを確保 又は他方の締約国 及び確保すること等について定める。 当該他方の締約国に対 • 鉱物資源分野における投資を行う場合に、 又は維持する場合に行う事項について定める。 環境上の側面に関連して各締約国が行う事項に (第百三条) の有害な環境上の影響を経済上効率的 からの輸入について、 (第百四条) Ų 又は公表すること等につい 当該禁止又は制限につ 千九百九十 当該措置 (第百六条) の 当該 -四 年 の 適 。 な 方 用 い τ τ の

(3)

方の締約国

は

貿易関連知的所有権協定第三条及び第五条の規定に従い、

知的財産

の保護に関し、

内国民待遇及び最恵国待遇

(17)	÷	(16)	た	(15)		(14)	に	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	め	(5)	政	(4)	<i>+</i> .
両締約国は、知的財産の分野において協力する旨定める。(第百二十二条)	一条)	各締約国は、特許権等の故意による商業的規模の侵害に対して、適用される刑事上の手続及び刑罰を定める旨定める。(第百二	めに適当な賠償を請求する権利を有することを確保する旨定める。(第百二十条)	各締約国は、知的財産の権利者が、侵害活動を行った者による知的財産権の侵害に起因して当該権利者が被った損害を補償する	第百十九条)	不正商標商品又は著作権侵害物品の自由な流通への解放を税関当局が停止するよう、各締約国が採用する手続について定める。	保護することを確保する旨定める。(第百十八条)	各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十九条の規定に従い、自国の法令において、開示されていない情報を十分かつ効果的	各締約国が不正競争行為に関して負う義務について定める。(第百十七条)	各締約国が植物の新品種の保護に関して負う義務について定める。(第百十六条)	各締約国が著作権及び関連する権利に関して負う義務について定める。(第百十五条)	各締約国が商標の保護に関して負う義務について定める。(第百十四条)	各締約国が意匠の保護に関して負う義務について定める。(第百十三条)	各締約国が特許に関して負う義務について定める。(第百十二条)	両締約国は、知的財産の保護についての啓発を促進するよう努める旨定める。(第百十一条)	の適切な措置をとる旨定める。(第百十条)	各締約国は、知的財産の保護に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従い、一定の事項を行うた	上の手続を改善するための適切な措置をとる旨定める。(第百九条)	各締約国は、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、国際的な基準に従い、知的財産権に関する自国の行	を他方の締約国の国民に与える旨定める。(第百八条)

121011 (2)(1)(5)(4)(3)(2)(1)(2)(1)(18) 競 争 ビジネス環境の整備及びビジネスを行う上での信頼の増進 定める。 ற 動を遂行する両締約国の企業の利益のためのビジネス環境を一層整備するために適当な措置をとる旨定める。 上での信頼の増進を円滑にするため、 十八条 る旨定める。 の妥当な要請に適時に応ずる旨定める。 政 各締約国は、 各締約国は 各締約国は、 府調達 知的 ビジネス環境の整備及びビジネスを行う上での信頼の増進に関する小委員会の任務等について定める。 両締約国は、 第九条2の規定は、 実施のための 両締約国は、 政府調達に関する小委員会の任務等について定める。 方の締約国は、 (第十一章 財 産に関する小委員会の任務について定める。 (第十章 (第百二十九条) (第百二十六条) 反競争的行為に対して取り組むため、 実施取極で定めるところにより、 両締約国におけるビジネス環境の整備に関する問題に取り組むため、 同 能 自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、 様の状況にある者の間で国籍を理由とした差別を行うことなく、 力開発に関して協力する旨定める。 自国の法令に従うことを条件として、 第十一章の規定については、 随時協議する旨定めるとともに、 (第百二十四条) 反競争的行為に対する取組による競争の促進並びに競争政策の強化及び競争法会 適用しない旨定める。 自国の関係法令に従い、 (第百二十七条) (第百二十三条) (第百二十五条 政 (第十二章) 府調達に係る自国の法令等に関する情報についての他方の締約国 自国の法令に従い、 各締約国は、 (第百三十条 行政上及び司法上の手続を公正な方法で実施する旨 自国の競争法令を適用する旨定める。 反競争的行為に対する取組により競争を促進す 自国の法令に従い、 及び両締約国の企業におけるビジネスを行う 両締約国において事業活 (第百三十二条 (第百三十一条) (第百二 **|**から

(3)

各締約国は、

第十二章の目的のため、

ビジネス環境の整備に関する連絡事務所を指定し、

及び維持する旨定める。

(第百三十三

1315 14 (2)(3)(2)(1)(1)(11) (10) (9)(8)(7)(6)(5)(4)(3)(1)(4)協力 が 紛争解決 最終規定 協定の目次並びに協定中の章及び条の見出しは、 仲裁裁判所の費用の負担について定める。 仲裁裁判所の裁定の実施について定める。 仲裁裁判手続の停止及び終了について定める。 仲裁裁判手続について定める。 仲裁裁判所の任務について定める。 仲裁裁判所の設置及び仲裁人の任命等について定める。 両締約国の合意により、 できる旨定める。 協定の解釈又は適用から生ずる両締約国間の紛争は、 第十四章の適用範囲について定める。 協力に関する小委員会の任務等について定める。 第十三章の規定に基づく協力の費用は、 第十三章の規定に基づく協力の範囲及び形態については、 第十三章の規定に基づく協力の基本原則及び協力の分野について定める。 第十四章に定めるいかなる期間も、 方の締約国は、 (第十三章) (第十四章 (第十五章 協定の解釈又は適用から生ずるいかなる問題についても、 (第百四十条) あっせん、 (第百四十四条) 調停又は仲介をいつでも開始することができること等について定める。 両締約国の合意により変更することができる旨定める。 (第百四十三条) (第百三十八条) 両
締約国が相互に合意する
衡平な方法で
負担する
旨定める。 (第百四十八条) (第百四十六条) (第百四十五条) 引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、 (第百三十七条) 可能な限り、 (第百四十二条) 実施取極で定めることができる旨定める。 平和的かつ友好的に解決する旨定める。 (第百三十四条) 他方の締約国に対し書面により協議を要請すること (第百四十七条) 協定の解釈に影響を及ぼす (第百三十六条) (第百三十五条)

条

(第百三十九条)

(第百四十一条)

- ものではない旨定める。(第百四十九条)
- (2)協定の附属書及び協定中の注釈は、協定の不可分の一部を成す旨定める。 (第百五十条)
- (3) 協定の実施及び運用についての一般的な見直しについて定める。(第百五十一条)
- (4) 協定の改正について定める。(第百五十二条)
- (5) 協定の効力発生について定める。(第百五十三条)
- (6) 協定の終了について定める。(第百五十四条)
- 16 附属書
- (1)両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の対象品目、 条件等について定める。 前 属書

これらの概要は、次のとおりである。

- イ 我が国による関税撤廃等の概要
- (イ) 措置の内容及び対象品目

十品目のうち、 経た後に関税を撤廃するものは約六百三十品目、 分野別では、 品目数では、 全約九千二百六十品目のうち、 鉱工業品約六千九百十品目のうち、 約千五十品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、 協定の発効時に関税を撤廃するものは約七千四百六十品目、一定の経過期間を 関税の引下げ等その他の扱いとなるものが約千百七十品目になる。 約百二十品目を除くものについて関税を撤廃し、 農林水産品約二千三百五 関税の引下げ、 関税

() 主要品目の概要

割当の設定、

除外又は再協議の各分類で対応する。

- 生鮮のバナナ、生鮮のパインアップルについて、関税割当を設定する。
- ・ 合板を除く林産物について、関税を即時撤廃する。
- えび、えび調製品について、関税を即時撤廃する。

(3)	(2)															
原産地証明書の必要的記載事項について定める。(附属書三)	品目別原産地規則について定める。(附属書二)	・ 大部分の電気・電子機器について、関税を即時撤廃又は三年以内に段階的に撤廃する。	度が適用され、関税を不適用とする。	 ・ 自動車及び自動車部品、電気及び電子、建設機械、エネルギー等の分野で用いられる高級鋼材について、特定用途免税制 	・ 大部分の自動車部品について、協定発効後五年以内に関税を撤廃する。	・ 大部分の自動車の完成車について、協定発効後十年以内に関税を撤廃又は五パーセント以下に削減する。	・ 我が国の輸出関心品目である生鮮の温帯果実(ぶどう、りんご、かき)について、関税を即時撤廃する。	() 主要品目の概要	除外の各分類で対応する。	十品目のうち、約二百二十品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、関税の引下げ又は	分野別では、鉱工業品約九千四百八十品目のうち約八百三十品目を除くものについて関税を撤廃し、農林水産品約千六百九	経た後に関税を撤廃するものは約六千二百品目、関税の引下げ等その他の扱いとなるものが約千五十品目になる。	品目数では、全約一万千百六十品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは約三千九百二十品目、一定の経過期間を	(イ) 措置の内容及び対象品目	インドネシアによる関税撤廃等の概要	・ ほぼすべての鉱工業品について、関税を即時撤廃する。

•

ソルビトールについて、関税割当を設定し、枠外税率を削減する。

(4) 投資についての内国民待遇、最恵国待遇及び特定措置の履行要求の禁止に関する規定により課される義務に適合しない現行の措

置に関し、各締約国が付する留保について定める。 (附属書四)

これらの概要は、次のとおりである。

イ 我が国による留保

備業、 び皮革製品製造業、 農林水産業及び関連するサービス、 上水道業、 水運業の分野において、 船舶の国籍に関する事項、 航空運輸業、 十七の現行の措置に関する留保を行っている。 鉱業、 銀行業、 石油業、 医薬品製造業、 鉄道業、 航空機登録 貨物利用運送事業、 原簿 \sim の 航空機の登録 熱供給業 道路旅客運送業、 情報通信業、 皮革及 警

ロ インドネシアによる留保

油及びガス業、 る留保を行っており、 すべての分野において、 電力等の分野において、 また、 労働者の国外配置等、 放送サービス、 九十五の現行の措置に関する留保を行っている。 クーリエ・サービス、 国営企業に対する貸付け等、 電気通信サービス、 補助金、 伝統的医薬業、 企業の形態に係る五の現行の措置に関 年金基金 地 域 銀 行 石 す

(5)置に関し、 投資についての内国民待遇、 各締約国が付する留保について定める。 最恵国待遇及び特定措置の履行要求の禁止に関する規定により課される義務に適合しない (附属書五 、将来の 措

これらの概要は、次のとおりである

イ 我が国による留保

保を行っているほか、 来の措置に関する留保を行っている ける漁業、 すべての分野におい 土地取引に関する事項、 航空宇宙産業、 τ, 公的独占の維持、 法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス、 武 器 ・ 火薬産業、 指定又は廃止及び国営企業の維持、 放送業、 エネルギー産業、 設立又は処分に係る二の将来の措置に関する留 領 海 内 水 補助 排他的経済水域及び大陸棚にお 金の分野において、 八の将

ロ インドネシアによる留保

業 すべての分野におい 金融 保険業、 自 て、 動 車 労働者の国内配置等に係る二の将来の措置に関する留保を行っているほか、 \mathcal{O} 保守 • 修理 業等の分野におい τ, 百二十三の将来の措置に関する留保を行っている。 電気通信業、 化 学• 医薬

投資紛争の解決に関する追加的な規定について定める。(附属書六)

(6)

- (7) 金融サービスに関する第六章の補足規定について定める。(附属書七)
- 各締約国がサービスの貿易について行う特定の約束について定める。(附属書八)

(8)

- これらの概要は、次のとおりである。
- イ 我が国による特定の約束

る 文化及びスポーツのサービス、運送サービス並びにいずれの分野にも含まれないその他のサービスに関する約束が掲げられてい サービス、 実務サービス、 金融サービス、 通信サービス、 健康に関連するサービス及び社会事業サービス、観光サービス及び旅行に関連するサービス、 建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス、流通サービス、教育サービス、環境 娯楽、

- ロ インドネシアによる特定の約束
- げられている。 ビス、通信サービス、 康に関連するサービス及び社会事業サービス、観光サービス及び旅行に関連するサービス並びに運送サービスに関する約束が掲 各分野に共通の約束として、 建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス、 外国のサービス提供者による業務上の拠点の形態に関連する措置等を掲げているほか、 流通サービス、教育サービス、金融サービス、 実務サ 健
- (9)これらの概要は、 サービスの貿易についての最恵国待遇に関する規定が適用されない各締約国の措置について定める。 次のとおりである。 (附属書九)
- イ 我が国による最恵国待遇の免除
- (旅客及び貨物の運送サービスを含む。)、エネルギー・サービス及び漁業に関連するサービスを掲げている。 インドネシアに対し最恵国待遇を与えることが免除される分野として、 海上貨物利用運送サービス、 国際海上運送サービ ス
- インドネシアによる最恵国待遇の免除

 \Box

銀行サービス以外の金融サービスを除くすべての分野及びサービスに関する東南アジア諸国連合枠組協定に基づく約束を掲げて 日本国に対し最恵国待遇を与えることが免除される分野として、 建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス並びに

<i>د</i> کې	ر ۲	三協		17	(12)	(11)											(10)
)の協定を実施するため、国内法の立法又は改正は必要としない。なお、この協定を実施するための特別な予算措置は必要としな	定の実施のための国内措置	両締約国政府が協定を実施するための詳細及び手続を定める。	実施取極	〕 エネルギー・鉱物資源分野における投資の促進及び円滑化に関する追加的な規定について定める。(附属書十二)	』 エネルギー・鉱物資源物品について定める。(附属書十一)	としてのサービスの提供又はこれに関連する活動に従事する者について、入国及び一時的な滞在を約束する。	基づいて業務活動に従事する者及びインドネシアにある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて看護師若しくは介護福祉士	日本国の自然人のうち、短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家、インドネシアにある公私の機関との間の個人的な契約に	ロ インドネシアによる特定の約束	束する。	看護師若しくは介護福祉士としてのサービスの提供又はこれに関連する活動に従事する者について、入国及び一時的な滞在を約	私の機関との間の個人的な契約に基づいて業務活動に従事する者及び日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて	インドネシアの自然人のうち、短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家、自由職業サービスに従事する者、日本国にある公	イ 我が国による特定の約束	これらの概要は、次のとおりである。	』 各締約国が他方の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在について行う特定の約束について定める。 (附属書十)

いる。